

審査基準（公表用）

様式第 3 号
所管課 薬務課

法令名	毒物及び劇物取締法	法令番号	昭和 2 5 年法律第 3 0 3 号							
手続名	毒物又は劇物の販売業の登録更新	根拠条項	第 4 条第 3 項							
審 査 基 準	毒物又は劇物の販売業の登録更新については、『毒物又は劇物の販売業の登録』に準じて行うものとする。									
	受付 機関	薬務課	処理 機関	薬務課	交付 機関	薬務課	標準処理期間	4 5 日	目次	1 1
							標準経由期間	日		